

徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島県都市計画審議会条例(昭和44年徳島県条例第25号)第8条の規定に基づき、徳島県都市計画審議会(以下「審議会」という。)及び常務委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開会の期日及び場所等を定めて開会の日前5日までに委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(参集)

第3条 委員は、会長の招集に応じ、その通知した期日に指定の議場に参集しなければならない。

2 会議中に参会した委員は、議長に申告して着席するものとし、会議中に事故その他やむを得ない理由のため退席しようとする委員は、議長の承認を受けて退席しなければならない。

(代理出席)

第4条 関係行政機関の職員のうちから任命された委員は、止むを得ない理由があるときは、当該委員が委任する当該機関の職員を会議に出席させることができる。

(議長)

第5条 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

(審議会の開閉等)

第6条 審議会の開閉は、議長が宣言する。

2 会議の時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、審議会の議決により、又は議長において必要があると認め、かつ審議会に宣言することにより、繰上げ又は延長することができる。

3 議長が開議を宣言する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣言した後は、何人も議事について発言することができない。

4 開会予定時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定数に達しないときは議長は、延会を宣言することができる。

5 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、委員の退席を禁止することができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。

一 徳島県情報公開条例(平成13年3月27日条例第1号)第8条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(動議等)

第 8 条 動議は、2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

2 修正意見の提出があったときは、その提出の順序により当該修正意見を提出した委員をして説明させるものとする。

(議題の宣告等)

第 9 条 議長は、開会に先だつて諸般の報告をするものとする。

2 会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣言する。

(議案の朗読，説明，質疑等)

第 10 条 議長は、その指名する幹事、書記をして議案の朗読及び説明をさせるものとする。ただし、議長は、議案の内容によりその全部又は一部の朗読及び説明を省略させることができる。

2 議長は、前項の議案説明に関し、委員から質疑又は質問があったときは、幹事をして答弁させるものとする。

(討論及び表決)

第 11 条 議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後採決をしようとするときは、その議題を宣言するものとする。

2 委員は、前項の宣言があった後は、その議題について発言することができない。

3 可否を決する方法は、口頭及び起立の二種とし、当該議題にいずれの方法を用いるかは議長が定める。

4 議長は、可否の結果を宣言する。

(発言の許可等)

第 12 条 委員は、発言しようとするときは、自己の氏名を称え、議長の許可を受けなければならない。

2 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者を発言させ、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

3 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。議長は発言が前段の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(会議録)

第 13 条 議長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

(会議録署名委員)

第 14 条 会議録に署名する委員は、2 人とし、議長が会議の初めにおいて指名する。

(常務委員会)

第 15 条 条例第 6 条第 3 項の規定による委員の指名は、条例第 2 条第 2 項の委員のうちから指名するものとする。

2 第 2 条から第 14 条までの規定は、常務委員会の運営について準用する。

(常務委員会への委任)

第 16 条 審議会が常務委員会に委任する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市計画法施行規則第 13 条に規定する都市計画の変更又はこれに準ずるもの
- 二 住宅地区改良法第 4 条の規定による改良地区の指定に関する事項
- 三 土地改良法第 125 条の 2 の規定による事務
- 四 建築基準法第 51 条ただし書の規定による位置の許可に関する事務

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び常務委員会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この規則は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。